

## 第 20 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	5	11	17

#### (2) 議案の名称

##### < 予算 >

議案第 125 号 平成 28 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）

##### < 条例 >

議案第 126 号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 127 号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 128 号 尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第 129 号 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 130 号 尼崎市役所支所設置条例の一部を改正する条例について

##### < その他 >

議案第 131 号 工事請負契約について（本庁舎（南館・議会棟）耐震補強等工事）

議案第 132 号 指定管理者の指定について（尼崎市立社会体育施設）

議案第 133 号 建物の譲与について

議案第 134 号 指定管理者の指定について（尼崎市立すこやかプラザ）

議案第 135 号 指定管理者の指定について（尼崎市立美方高原自然の家）

議案第 136 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地区会館の一部）

議案第 137 号 指定管理者の指定について（尼崎市立大庄地区会館）

議案第 138 号 訴えの提起について（不当利得返還請求事件）

議案第 139 号 市道路線の認定、変更及び廃止について

議案第 1 4 0 号 指定管理者の指定について（記念公園）

議案第 1 4 1 号 指定管理者の指定について（橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。））

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	1 件	1 1 9 , 8 8 0 円
------	-----	-----------------

その他の事故	1 件	9 3 7 , 5 7 8 円
--------	-----	-----------------

## 3 追加提出予定案件

### < 人事 >

- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第20回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;平成28年12月定例会&gt;

種別	予算	番号	議案第125号	所管	各事業所管課
件名	平成28年度尼崎市一般会計補正予算(第4号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	211,603,384	60,588	211,663,972		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	地方交付税	9,027	民生費	57,873	
	国庫支出金	20,961	労働費	2,715	
	市債	30,600			
	合 計	60,588	合 計	60,588	
3	繰越明許費 追加 (単位:千円)				
	款	項	事業名	金額	
	土木費	河川水路費	抽水場整備事業	95,000	
4	債務負担行為 追加 (単位:千円)				
	事 項	期 間	限度額		
	障害者福祉総合システム運用事業	平成29年度	19,000		
	児童ホーム整備事業	平成29年度	4,500		
	給食調理業務委託事業	平成29年度	80,000		
	小学校各種施設整備事業	平成29年度	36,000		

## 5 補正予算の内容

国の交付金を活用して、事業者が介護ロボットを導入する際の経費補助や、市内中小企業の人材確保・定着を図るため従業員の奨学金の返済負担額の一部軽減補助を行うほか、社会福祉施設の市有地部分の汚染土壌に係る処分費用の補助等を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

## 費目別事業概要

<b>民生費</b>	<b>57,873 千円</b>
地域介護・福祉空間整備等事業費	19,604 千円
介護保険施設・事業者が介護ロボットを導入する場合にその費用を補助する。	
保育環境改善事業費	38,269 千円
社会福祉施設の建替工事に際して、市有地部分で汚染土壌が発見されたことに伴い、その処分費用を補助する。	
<b>労働費</b>	<b>2,715 千円</b>
中小企業奨学金返済支援制度事業費	2,715 千円
地方創生推進交付金を活用して、従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける中小企業に対し、負担額の一部を補助する。	





## &lt; 平成 2 8 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 1 2 6 号	所 管	給与課、職員課
件 名	尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)により失業等に係る給付内容等が変更されることに伴い、国家公務員に準じ、雇用保険法からの引用部分について所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 「高年齢継続被保険者」が「高年齢被保険者」へ改正されることに伴う整備</p> <p>(2) 「広域求職活動費」が「求職活動支援費」へ改正されることに伴う整備</p> <p>(3) 高年齢被保険者について、新たに就業促進手当、移転費、求職活動支援費の支給対象とされることに伴う整備</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成29年1月1日</p>					

尼崎市職員退職手当支給条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 1～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第8条 1～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際従事していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際従事していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、</u></p>

者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

- (1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第15条第3項ただし書に規定する公共職業訓練等（次号及び第5号において「公共職業訓練等」という。）を受けている者 同法の規定による技能習得手当の額に相当する金額
- (2) 公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法の規定による寄宿手当の額に相当する金額
- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法の規定による傷病手当の額に相当する金額
- (4) 職業に就いた者 雇用保険法の規定による就業促進手当の額に相当する金額
- (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くた

退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

- (1) 市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
- (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
- (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
- (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くた

<p>め、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 <u>同法の規定による移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> <u>同法の規定による求職活動支援費の額に相当する金額</u></p> <p>1 2 前項第3号に<u>定める額</u>の退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p> <p>1 3 第11項第3号に<u>定める額</u>の退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>1 4 第11項第4号に<u>定める額</u>の退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあっては当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあっては当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>1 5 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を</u></p>	<p>め、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した<u>同法第58条第1項に規定する</u>公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 <u>同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> <u>雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p> <p>1 2 前項第3号に<u>掲げる</u>退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p> <p>1 3 第11項第3号に<u>掲げる</u>退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>1 4 第11項第4号に<u>掲げる</u>退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあっては当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあっては当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>1 5 第11項の規定は、<u>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、<u>第11項各号列記以</u></p>
---	---

受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

外の部分中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 1～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した教育職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した教育職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によ</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 1～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した教育職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際従事していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した教育職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際従事していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合におい</u></p>

りその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

- (1) 教育委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第15条第3項ただし書に規定する公共職業訓練等（次号及び第5号において「公共職業訓練等」という。）を受けている者 同法の規定による技能習得手当の額に相当する金額
- (2) 公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法の規定による寄宿手当の額に相当する金額
- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法の規定による傷病手当の額に相当する金額
- (4) 職業に就いた者 雇用保険法の規定による就業促進手当の額に相当する金額
- (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くた

て、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

- (1) 教育委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
- (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
- (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
- (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くた

<p>め、又は教育委員会が雇用保険法の規定の例により指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 <u>同法の規定による移転費の額に相当する金額</u></p> <p><u>(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同法の規定による求職活動支援費の額に相当する金額</u></p> <p>1 2 前項第3号に<u>定める額</u>の退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p> <p>1 3 第11項第3号に<u>定める額</u>の退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>1 4 第11項第4号に<u>定める額</u>の退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあっては当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあっては当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>1 5 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を</u></p>	<p>め、又は教育委員会が雇用保険法の規定の例により指示した<u>同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等</u>を受けるため、その住所又は居所を変更する者 <u>同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p><u>(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p> <p>1 2 前項第3号に<u>掲げる</u>退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。</p> <p>1 3 第11項第3号に<u>掲げる</u>退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>1 4 第11項第4号に<u>掲げる</u>退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあっては当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数分、同号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあっては当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>1 5 第11項の規定は、<u>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、<u>第11項各号列記以</u></p>
---	---



受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

外の部分中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略



## &lt; 平成 2 8 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 1 2 7 号	所 管	学務課
件 名	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市立幼稚園教育振興プログラムに基づく市立幼稚園の再編にあたり、暫定的に残すとしていた園和幼稚園の平成 2 7 年度、平成 2 8 年度における 4 歳児応募者数が、暫定的に存続するための条件である 4 歳児応募者数に満たなかったことから、平成 3 1 年 3 月末日をもって当該幼稚園を廃止するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>別表から園和幼稚園を削る。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 3 1 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
尼崎市立竹谷幼稚園	尼崎市北竹谷町2丁目36番地	尼崎市立竹谷幼稚園	尼崎市北竹谷町2丁目36番地
尼崎市立長洲幼稚園	尼崎市長洲東通3丁目7番48号	尼崎市立長洲幼稚園	尼崎市長洲東通3丁目7番48号
尼崎市立大島幼稚園	尼崎市稲葉荘1丁目9番25号	尼崎市立大島幼稚園	尼崎市稲葉荘1丁目9番25号
尼崎市立立花幼稚園	尼崎市栗山町2丁目2番2号	尼崎市立立花幼稚園	尼崎市栗山町2丁目2番2号
尼崎市立塚口幼稚園	尼崎市塚口町2丁目1番地の9	尼崎市立塚口幼稚園	尼崎市塚口町2丁目1番地の9
尼崎市立武庫幼稚園	尼崎市武庫元町2丁目25番9号	尼崎市立武庫幼稚園	尼崎市武庫元町2丁目25番9号
尼崎市立園田幼稚園	尼崎市口田中1丁目2番17号	尼崎市立園田幼稚園	尼崎市口田中1丁目2番17号
削る	削る	尼崎市立園和幼稚園	尼崎市東園田町6丁目90番地の1
尼崎市立園和北幼稚園	尼崎市東園田町3丁目76番地の1	尼崎市立園和北幼稚園	尼崎市東園田町3丁目76番地の1
尼崎市立小園幼稚園	尼崎市小中島3丁目17番3号	尼崎市立小園幼稚園	尼崎市小中島3丁目17番3号

## &lt; 平成 28 年 12 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 128 号	所 管	公害健康補償課
件 名	尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について				
内 容					
<p>1 廃止理由</p> <p>昭和 49 年に開設した健康の家は、長年、公害病認定患者の保養施設としてその役割を果たしてきたが、昭和 63 年の公害健康被害補償法(昭和 48 年法律第 111 号)の改正により、新規患者の認定が行われなくなったことから、認定患者は減少し続け、近年、利用者の減少及び固定化が顕著である。</p> <p>新たな利用者増が見込めない中で、毎年、相当額の施設維持管理経費が必要となっていることから、平成 28 年度末をもって健康の家を廃止することとし、本条例を廃止する。</p> <p>2 現行規定内容</p> <p>公害病認定患者の健康の回復の促進と福祉の増進を図るための施設として、健康の家を設置する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例

現 行

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立健康の家(以下「健康の家」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例(昭和48年尼崎市条例第20号)第2条に規定する公害病認定患者の健康の回復の促進と福祉の増進を図るための施設として、健康の家を設置する。

(位置)

第3条 健康の家の位置は、兵庫県川辺郡猪名川町北田原字屏風岳17番地とする。

(使用の許可)

第4条 健康の家を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復義務等)

第5条 使用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、健康の家の管理について必要な事項は、規則で定める。

## &lt; 平成 2 8 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 1 2 9 号	所 管	市民活動推進担当
件 名	尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由            公共施設の最適化に向けた取組により、建設を進めている武庫地区会館と武庫支所の複合施設を供用開始するにあたり、武庫地区会館の位置及び使用料を変更する等所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容            (1) 位置の変更            「尼崎市常吉 1 丁目 2 番 8 号」を「尼崎市武庫の里 1 丁目 1 3 番 2 9 号」に改める。            (2) 使用料の改定            建設後の貸室面積が変わること等から使用料を改定する。            (3) その他            禁止行為等を定める規定を追加する等規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日            平成 2 9 年 4 月 1 日。            ただし、上記 2 (2) の規定については、平成 2 9 年 1 月 5 日。</p>					

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 会館の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="194 470 778 616"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市立武庫地区会館</td> <td>尼崎市武庫の里1丁目13番29号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間等)</p> <p>第4条 会館の利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に会館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第5条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。</p> <p>(1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 会館の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他会館の管理上支障があるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 利用許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第7条 会館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。</p>	名称	位置	尼崎市立武庫地区会館	尼崎市武庫の里1丁目13番29号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 会館の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="823 470 1398 616"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市立武庫地区会館</td> <td>尼崎市常吉1丁目2番8号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 前条の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	名称	位置	尼崎市立武庫地区会館	尼崎市常吉1丁目2番8号
名称	位置								
尼崎市立武庫地区会館	尼崎市武庫の里1丁目13番29号								
名称	位置								
尼崎市立武庫地区会館	尼崎市常吉1丁目2番8号								



<p>(2) <u>会館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為</u></p> <p>(3) <u>その他規則で定める行為</u> (利用許可の取消し等)</p> <p><u>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者が利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。</u></p> <p>(4) <u>その他市長が会館の管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。</u></p> <p>(原状回復義務等)</p> <p><u>第9条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(会館の管理)</p> <p><u>第10条 略</u> (指定管理者の指定の申請)</p> <p><u>第11条 略</u> (指定管理者の選定)</p> <p><u>第12条 略</u> (指定管理者の指定等の公告)</p> <p><u>第13条 略</u> (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第14条 略</u> (指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>(原状回復義務等)</p> <p><u>第6条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(会館の管理)</p> <p><u>第7条 略</u> (指定管理者の指定の申請)</p> <p><u>第8条 略</u> (指定管理者の選定)</p> <p><u>第9条 略</u> (指定管理者の指定等の公告)</p> <p><u>第10条 略</u> (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第11条 略</u> (指定管理者が行う管理の基準)</p>
--	--

第15条 略

(委任)

第16条 略

付則

(指定管理者の選定の特例等)

2 第11条及び第12条の規定にかかわらず、市長は、尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例(平成28年尼崎市条例第53号。以下「平成28年改正条例」という。)の施行の日から平成31年3月31日までの間に限り、尼崎市立武庫地区会館、尼崎市立小田地区会館、尼崎市立園田地区会館、尼崎市立大庄地区会館又は尼崎市立立花地区会館(以下「武庫地区会館等」という。)の管理について、平成28年改正条例の公布の際現に指定管理者として武庫地区会館等の管理を行っている者を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

4 付則第2項の規定により選定する場合における第13条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「付則第2項」とする。

別表

区分		使用料		
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
尼崎市立武庫地区会館	ホール	12,900円	17,100円	25,800円
	大会議室	3,100円	4,200円	6,200円
	小会議室	1,500円	2,100円	3,100円
	大広	2,000円	2,700円	4,100円

第12条 略

(委任)

第13条 略

付則

(指定管理者の選定の特例等)

2 第8条及び第9条の規定にかかわらず、市長は、尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例(平成28年尼崎市条例第53号。以下「平成28年改正条例」という。)の施行の日から平成31年3月31日までの間に限り、尼崎市立武庫地区会館、尼崎市立小田地区会館、尼崎市立園田地区会館、尼崎市立大庄地区会館又は尼崎市立立花地区会館(以下「武庫地区会館等」という。)の管理について、平成28年改正条例の公布の際現に指定管理者として武庫地区会館等の管理を行っている者を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

4 付則第2項の規定により選定する場合における第10条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「付則第2項」とする。

別表

区分		使用料		
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
尼崎市立武庫地区会館	ホール	9,800円	13,000円	19,600円
尼崎市立小田地区会館	ホール	8,300円	10,900円	16,600円

	間				尼崎市 立園田 地区会 館 尼崎市 立大庄 地区会 館 尼崎市 立立花 地区会 館 尼崎市 立中央 地区会 館	ホール	9,000 円	11,900 円	18,000 円	
	間 1 及 び 大 広 間 2 の 使 用									
	大 広 間 1 の 使 用	1,200 円	1,600 円	2,400 円						
	大 広 間 2 の 使 用	800 円	1,100 円	1,700 円	尼崎市 立武庫 地区会 館 尼崎市 立小田 地区会 館 尼崎市 立園田 地区会 館 尼崎市 立大庄 地区会 館	大 会 議 室	全 面 使 用 2,500 円	3,400 円	5,000 円	
	和室	800 円	1,100 円	1,700 円			2 分 の 1 面 使 用	1,300 円	1,700 円	2,500 円
	教室 1	1,000 円	1,400 円	2,000 円						
	教室 2	800 円	1,200 円	1,700 円						
	料理教 室	1,800 円	2,500 円	3,700 円						
	音楽室	3,100 円	4,200 円	6,300 円	尼崎市 立立花 地区会 館 尼崎市	大 会 議 室	全 面 使 用 2,500 円	3,400 円	5,000 円	
尼崎市 立小田 地区会	ホール	8,300 円	10,900 円	16,600 円	館					

館	大会議室	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円	立中央 地区会 館		3 分 の 1 面 使 用	900 円	1,200 円	1,700 円	
		2 分 の 1 面 使 用	1,300 円	1,700 円	2,500 円							
	小会議 室	大広間	和室	教室	料理教 室	ホール	各地区 会館	小会議 室		1,200 円	1,600 円	2,400 円
							尼崎市 立小田 地区会 館	大広間		4,100 円	5,400 円	8,200 円
							尼崎市 立園田 地区会 館	大広間	全面 使 用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
										尼崎市 立立花 地区会 館	2 分 の 1 面 使 用	2,100 円
							尼崎市 立中央 地区会 館	大広間	全面 使 用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
										尼崎市 立大庄 地区会 館	大広間	全面 使 用
		3 分 の 1 面 使 用	1,400 円	1,800 円	2,800 円							
	尼崎市 立園田 地区会 館	大会議室	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円						
		2 分 の 1 面 使 用	1,300 円	1,700 円	2,500 円							
	小会議 室		1,200 円	1,600 円	2,400 円							

	大 広 間	全 面 使 用	4,100 円	5,400 円	8,200 円	尼崎市 立武庫 地区会 館 尼崎市 立小田 地区会 館 尼崎市 立園田 地区会 館 尼崎市 立大庄 地区会 館 尼崎市 立立花 地区会 館 尼崎市 立中央 地区会 館	和室	1,200 円	1,600 円	2,400 円				
		2 分 の 1 面 使 用	2,100 円	2,700 円	4,100 円			茶室	1,000 円	1,200 円	1,900 円			
		茶室	1,000 円	1,200 円	1,900 円				教室	800 円	1,100 円	1,600 円		
尼崎市 立大庄 地区会 館	ホー ル		9,000 円	11,900 円	18,000 円	各地区 会館 尼崎市 立武庫 地区会 館 尼崎市 立小田 地区会 館 尼崎市 立立花 地区会 館	教室	800 円		1,100 円	1,600 円			
		大 会 議 室	全 面 使 用	2,500 円	3,400 円				5,000 円					
		2 分 の 1 面 使 用	1,300 円	1,700 円	2,500 円									
	小 会 議 室		1,200 円	1,600 円	2,400 円									
	大 広 間	全 面 使 用	4,100 円	5,400 円	8,200 円				料理教 室			1,200 円	1,600 円	2,400 円
		3 分 の 1	1,400 円	1,800 円	2,800 円									

	面 使 用				尼崎市 立中央 地区会 館				
	茶室	1,000 円	1,200 円	1,900 円	<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に 存する学校等に通学し、又は本市内に勤 務場所を有する者を除く。）（法人その他 の団体にあつては、本市内に事務所又は 事業所を有しないもの）が利用する場合 の使用料の額は、利用許可を受けた利用 時間及びこれに係るこの表の右欄に掲 げる額で算定された額に100分の1 50を乗じて得た額とする。</p>				
	教室	800 円	1,100 円	1,600 円					
尼崎市 立立花 地区会 館	ホール	9,000 円	11,900 円	18,000 円					
	大 会 議 室	全 面 使 用	2,500 円	3,400 円		5,000 円			
		3 分 の 1 面 使 用	900 円	1,200 円		1,700 円			
	小会議 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円					
	大 広 間	全 面 使 用	4,100 円	5,400 円		8,200 円			
		2 分 の 1 面 使 用	2,100 円	2,700 円		4,100 円			
	茶室	1,000 円	1,200 円	1,900 円					
	教室	800 円	1,100 円	1,600 円					

	料理教室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
尼崎市 立中央 地区会 館	ホール	9,000 円	11,900 円	18,000 円	
	大会議室	全面使用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
		3分の1面使用	900 円	1,200 円	1,700 円
	小会議室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
	大広間	全面使用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
		2分の1面使用	2,100 円	2,700 円	4,100 円
	茶室	1,000 円	1,200 円	1,900 円	
	教室	800 円	1,100 円	1,600 円	
	料理教室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
	<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に  存する学校等に通学し、又は本市内に勤  務場所を有する者を除く。）（法人その他  の団体にあつては、本市内に事務所又は</p>				

事業所を有しないもの)が利用する場合  
の使用料の額は、利用許可を受けた利用  
時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げ  
る額で算定された額に100分の150  
を乗じて得た額とする。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成29年4月1日から施行  
する。ただし、別表の改正規定及び次項の規  
定は、同年1月5日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の尼崎市立地区会館  
の設置及び管理に関する条例別表尼崎市立武  
庫地区会館の項の規定は、この条例の施行の  
日以後の尼崎市立武庫地区会館(以下「武庫  
地区会館」という。)の利用に係る使用料につ  
いて適用し、同日前の武庫地区会館の利用に  
係る使用料については、なお従前の例による。



&lt;平成28年12月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第130号	所 管	市民活動推進担当
件 名	尼崎市役所支所設置条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>公共施設の最適化に向けた取組により、建設を進めている武庫支所と武庫地区会館の複合施設を供用開始するにあたり、武庫支所の名称及び位置を変更するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 名称及び位置の変更（第1条関係）</p> <p>ア 「武庫支所」を「武庫支所本館」及び「武庫支所分館」に改める。</p> <p>（仮称）保健福祉センター供用開始日（＝規則で定める日）までの間は、現武庫支所において引き続き保健及び福祉に関するサービスの提供を行うため、複合施設に設置するものを武庫支所本館、現武庫支所を武庫支所分館と位置づける。</p> <p>イ 武庫支所本館の位置を「尼崎市武庫の里1丁目13番29号」に改める。</p> <p>(2) 名称の変更及び施設の廃止（第2条関係）</p> <p>（仮称）保健福祉センター供用開始日（＝規則で定める日）以降は、「武庫支所本館」を「武庫支所」に改めるとともに、武庫支所分館を廃止する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成29年4月1日。</p> <p>ただし、上記2(2)の規定については、規則で定める日。</p>					

尼崎市役所支所設置条例（第1条関係）

改正後				現 行			
地区		施設		地区		施設	
名称	区域	名称	位置	名称	区域	名称	位置
武庫地区	省略	武庫支所 本館	尼崎市武 庫の里1 丁目13 番29号	武庫地区	省略	武庫支所	尼崎市武 庫元町1 丁目33 番9号
		武庫支所 分館	尼崎市武 庫元町1 丁目33 番9号				

尼崎市役所支所設置条例（第2条関係）

改正後				現 行（第1条改正後）			
地区		施設		地区		施設	
名称	区域	名称	位置	名称	区域	名称	位置
武庫地区	省略	武庫支所	尼崎市武庫の里1丁目13番29号	武庫地区	省略	武庫支所本館	尼崎市武庫の里1丁目13番29号
						武庫支所分館	尼崎市武庫元町1丁目33番9号



## &lt; 平成 2 8 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 1 3 1 号	所 管	庁舎管理課
件 名	工事請負契約について ( 本庁舎 ( 南館・議会棟 ) 耐震補強等工事 )				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市大庄西町 1 丁目 6 番 2 3 号 大松建設株式会社 代表取締役 松本 康利				
2	契約金額 3 0 4 , 9 9 2 , 0 0 0 円 ( 金額は消費税等相当額 8 % を含む。 )				
3	契約の方法 一般競争入札 ( 制限付 )				
4	開札年月日 平成 2 8 年 1 1 月 9 日				
5	工事内容 南館耐震補強工事 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 2 階 延べ面積 7 , 4 7 0 平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース 議会棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階 延べ面積 2 , 9 3 8 平方メートル 主な工法 プレキャストブロック壁 中館 議会棟渡り廊下耐震補強工事 鉄骨造 地上 2 階地下 1 階 延べ面積 2 9 3 平方メートル 主な工法 鉄骨補強 北館 3 階改修工事 仮設駐輪場工事				
6	工期 契約締結の日から平成 3 0 年 3 月 2 0 日まで				

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	平成28年11月 9日
件 名	本庁舎（南館・議会棟）耐震補強等工事		
落 札 者 名	大松建設（株）	落 札 金 額	282,400,000円
予 定 価 格	299,420,000円	最 低 制 限 価 格	268,620,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額（円）		
大松建設（株）	282,400,000	決定	
（株）三田工務店	286,200,000		
（株）柄谷工務店	258,000,000	最低制限価格抵触	
（株）オカモト・コンストラクシ ョン・システム	262,500,000	最低制限価格抵触	
（株）ユハラ	辞退		

（ 金額は消費税等相当額8%を含まない。）

&lt; 平成 2 8 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 1 3 2 号	所 管	スポーツ振興課
件 名	指定管理者の指定について ( 社会体育施設 )				
内 容					
1	施設名・所在地				
(1)	尼崎市立屋内プール	尼崎市西御園町 9 3 番地の 2			
(2)	尼崎市立中央体育館	尼崎市西御園町 9 3 番地の 2			
(3)	尼崎市立小田体育館	尼崎市潮江 1 丁目 1 5 番 3 号			
(4)	尼崎市立大庄体育館	尼崎市菜切山町 2 0 番地			
(5)	尼崎市立立花体育館	尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号			
(6)	尼崎市立武庫体育館	尼崎市武庫之荘 8 丁目 1 7 番 5 号			
(7)	尼崎市立園田体育館	尼崎市食満 2 丁目 1 番 1 号			
2	指定管理者				
	尼崎市西長洲町 1 丁目 4 番 1 号				
	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団				
	理事長 山田 武男				
3	指定期間				
	平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで ( 5 年間 )				
4	指定期間				
	社会体育施設については、当該団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、施設の目的に沿った自主事業等が実施できるため、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団を非公募で指定管理者として指定するものである。				





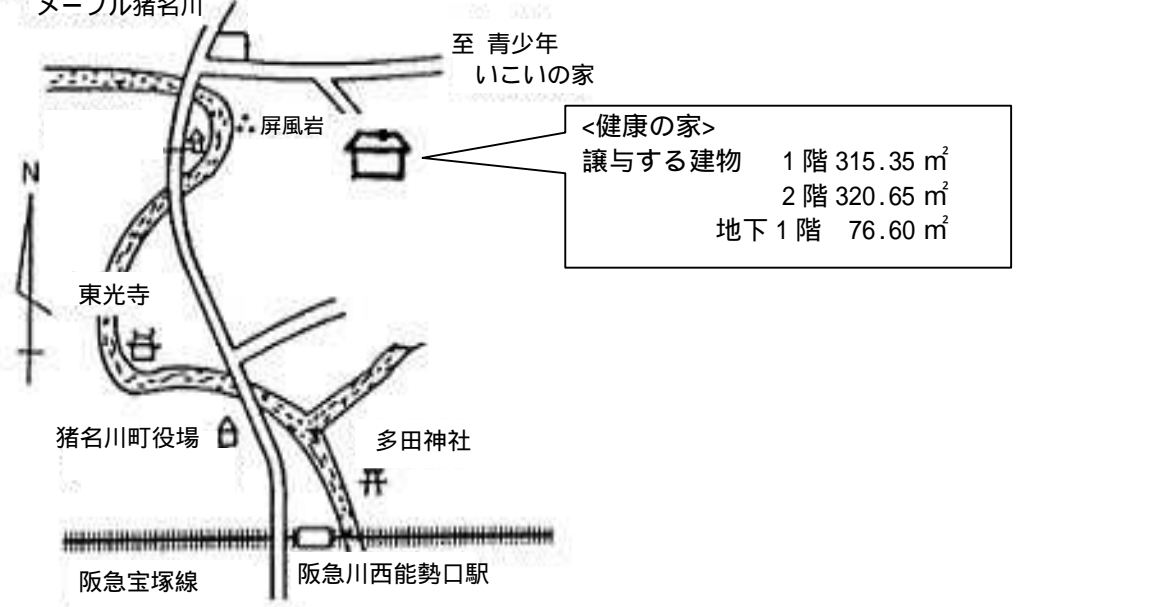
&lt; 平成 2 8 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 1 3 3 号	所 管	公害健康補償課
件 名	建物の譲与について				
内 容					
1	譲与の目的 医療法人晴風園が運営する今井病院の院内保育施設として使用するため。				
2	譲与する建物 尼崎市立健康の家				
	所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積 ( m <sup>2</sup> )
	兵庫県川辺郡猪 名川町北田原字 屏風岳 1 7 番地	1 7 番	保養所	鉄筋コンクリ ート造鉄筋コ ンクリート 葺・地下 1 階 付 2 階建	1 階 3 1 5 . 3 5 2 階 3 2 0 . 6 5 地下 1 階 7 6 . 6 0
	( 裏面位置図、各階平面図参照 )				
3	譲与の相手方 兵庫県川辺郡猪名川町北田原字屏風岳 3 番地 医療法人晴風園 理事長 植松 正保				
	( 参考 ) 今後の予定 平成 2 9 年 3 月末 尼崎市立健康の家廃止 平成 2 9 年 1 0 月 建物の譲与契約を締結				

# 健康の家

兵庫県川辺郡猪名川町北田原字屏風岳 17

- 至 高原ロッジ・メープル猪名川



(1階)



(2階)



(地下1階)



&lt; 平成 28 年 12 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 134 号	所 管	こども家庭支援課
件 名	指定管理者の指定について ( 尼崎市立すこやかプラザ )				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立すこやかプラザ ( 以下「すこやかプラザ」という。 ) 尼崎市七松町 1 丁目 3 番 1 - 502 号				
2	指定管理者 尼崎市南武庫之荘 1 丁目 18 番 11 - 102 号 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎 理事長 濱田 格子				
3	指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで ( 5 年間 )				
4	選定方法 平成 28 年 8 月 15 日から 9 月 16 日まで公募を行い、5 人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体      1 団体				
6	選定理由 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎は、選定委員会において設けた 4 区分の選定基準 「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、「すこやかプラザの効用を最大限に発揮させるものであるか」、「すこやかプラザの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、「すこやかプラザの管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的に優れた評価を得たことにより、すこやかプラザの指定管理者として適当であると判断した。				



&lt;平成28年12月定例会&gt;

種別	その他	番号	議案第135号	所管	青少年課
件名	指定管理者の指定について(尼崎市立美方高原自然の家)				
内 容					
1	<p>施設名・所在地            尼崎市立美方高原自然の家(以下「自然の家」という。)            兵庫県美方郡香美町小代区新屋1432番地の35</p>				
2	<p>指定管理者            東京都新宿区白銀町2番12号            公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会            理事長 稲澤 宏一</p>				
3	<p>指定期間            平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)</p>				
4	<p>選定方法            平成28年8月1日から9月7日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。</p>				
5	<p>応募団体 1団体</p>				
6	<p>選定理由            公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会は、選定委員会において設けた4区分の選定基準「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、「自然の家の効用を最大限に発揮させるものであるか」、「自然の家の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、「自然の家の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的にすぐれた評価を得たことにより、自然の家の指定管理者として適当であると判断した。</p>				



&lt;平成28年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第136号	所 管	市民活動推進担当
件 名	指定管理者の指定について(尼崎市立地区会館の一部)				
内 容					
1 施設名・所在地・指定管理者					
	施設名	所在地	指定管理者		
	尼崎市立中央地区会館	尼崎市西御園町9番地の2	尼崎市西長洲町1丁目4番1号 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 理事長 山田 武男		
	尼崎市立小田地区会館	尼崎市長洲本通1丁目15番38号	尼崎市長洲西通2丁目8番30号 尼崎都市美化推進企業組合 代表理事 三嶋 俊一		
	尼崎市立立花地区会館	尼崎市大西町1丁目14番5号	尼崎市南塚口町4丁目1番44号 尼崎中高年事業株式会社 代表取締役 村山 保夫		
	尼崎市立武庫地区会館	尼崎市武庫の里1丁目13番29号	東京都港区芝公園2丁目4番1号 三菱電機ライフサービス株式会社 代表取締役 倉田 伸彦		
	尼崎市立園田地区会館	尼崎市東園田町4丁目12番地の4	尼崎市南塚口町4丁目1番44号 尼崎中高年事業株式会社 代表取締役 村山 保夫		
2 指定期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで(2年間)					
3 指定期間 地区会館の管理形態を含めた、新たな地域振興支援機能のあり方について、方向性を示すまでの2年間、これまで当該業務において、蓄積してきた幅広い知識、経験やノウハウを活用し、市民サービスの向上、適切な施設管理など安定的な運営ができる、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団、尼崎都市美化推進企業組合、尼崎中高年事業株式会社、三菱電機ライフサービス株式会社を非公募により指定管理者として指定するものである。					





## &lt;平成28年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第137号	所 管	市民活動推進担当
件 名	指定管理者の指定について(尼崎市立大庄地区会館)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立大庄地区会館 尼崎市菜切山町16番地の1				
2	指定管理者 尼崎市大庄西町3丁目17番11号 大庄地区婦人連絡協議会 会長 荒木 伸子				
3	指定期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで(2年間)				
4	指定理由 地区会館の管理形態を含めた、新たな地域振興支援機能のあり方について、方向性を示すまでの2年間、これまで当該業務において、蓄積してきた幅広い知識、経験やノウハウを活用し、市民サービスの向上、適切な施設管理など安定的な運営ができる大庄地区婦人連絡協議会を非公募により指定管理者として指定するものである。				



&lt;平成28年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第138号	所 管	国保年金課、福祉医療課、保護課																						
件 名	訴えの提起について（不当利得返還請求事件）																										
内 容																											
<p>1 提起理由</p> <p>尼崎市国民健康保険に係る療養費、尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年尼崎市条例第27号）に基づく助成金及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助費（以下「療養費等」という。）を不正に請求したことにより、当該療養費等に相当する金額の不当利得を得ていたものとして、被告に対し、当該不当利得の返還及びその利息の支払を所定の期限内に行うように求めたが、被告はこれに応じないので、これらの返還及び支払の判決を求めるもの。</p> <p>2 当事者</p> <p>(1) 原告 尼崎市 代表者 尼崎市長 稲村 和美</p> <p>(2) 被告 [REDACTED]</p> <p>3 請求額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">請求額（円）</th> <th colspan="2">元 本</th> </tr> <tr> <th>元 本</th> <th>過払利息</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（国保）療養費</td> <td>5,399,244</td> <td>3,953,350</td> <td>1,445,894</td> </tr> <tr> <td>（福祉医療）助成金</td> <td>2,041,459</td> <td>1,499,887</td> <td>541,572</td> </tr> <tr> <td>（生保）医療扶助費</td> <td>450,468</td> <td>317,530</td> <td>132,938</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7,891,171</td> <td>5,770,767</td> <td>2,120,404</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 過払利息については平成28年9月11日時点の金額</p>						項 目	請求額（円）	元 本		元 本	過払利息	（国保）療養費	5,399,244	3,953,350	1,445,894	（福祉医療）助成金	2,041,459	1,499,887	541,572	（生保）医療扶助費	450,468	317,530	132,938	合 計	7,891,171	5,770,767	2,120,404
項 目	請求額（円）	元 本																									
		元 本	過払利息																								
（国保）療養費	5,399,244	3,953,350	1,445,894																								
（福祉医療）助成金	2,041,459	1,499,887	541,572																								
（生保）医療扶助費	450,468	317,530	132,938																								
合 計	7,891,171	5,770,767	2,120,404																								



&lt;平成28年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第139号	所 管	道路課																						
件 名	市道路線の認定、変更及び廃止について																										
内 容																											
1 理由	<p>開発事業に伴う道路用地の帰属、寄付、及び整備事業の完了に伴い、道路法第8条第2項(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、市道路線を認定、変更及び廃止するため、議決を求めるもの。</p>																										
2 対象路線	<p>(1) 認定しようとする路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第858号線</td> <td>常光寺2丁目9-26 ~ 常光寺2丁目9-26</td> </tr> <tr> <td>市道第859号線</td> <td>常光寺2丁目9-26 ~ 常光寺2丁目9-25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 変更しようとする路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路 線 名</th> <th>変更前 起 点 ~ 終 点</th> </tr> <tr> <th>変更後 起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">森 1 5 号 南 線</td> <td>南塚口町3丁目21 ~ 南塚口町3丁目31-3</td> </tr> <tr> <td>南塚口町3丁目21 ~ 南塚口町3丁目686-7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">省線以南第60号線</td> <td>長洲西通1丁目71 ~ 常光寺1丁目77-8</td> </tr> <tr> <td>長洲西通1丁目118-3 ~ 常光寺1丁目77-8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">久々知長洲線</td> <td>久々知2丁目273 ~ 長洲西通1丁目61</td> </tr> <tr> <td>久々知2丁目273 ~ 長洲本通2丁目55</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 廃止しようとする路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>廃 止 区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省線以南第29号線</td> <td>長洲西通1丁目61 ~ 長洲本通3丁目13-2</td> </tr> </tbody> </table>					路 線 名	起 点 ~ 終 点	市道第858号線	常光寺2丁目9-26 ~ 常光寺2丁目9-26	市道第859号線	常光寺2丁目9-26 ~ 常光寺2丁目9-25	路 線 名	変更前 起 点 ~ 終 点	変更後 起 点 ~ 終 点	森 1 5 号 南 線	南塚口町3丁目21 ~ 南塚口町3丁目31-3	南塚口町3丁目21 ~ 南塚口町3丁目686-7	省線以南第60号線	長洲西通1丁目71 ~ 常光寺1丁目77-8	長洲西通1丁目118-3 ~ 常光寺1丁目77-8	久々知長洲線	久々知2丁目273 ~ 長洲西通1丁目61	久々知2丁目273 ~ 長洲本通2丁目55	路 線 名	廃 止 区 間	省線以南第29号線	長洲西通1丁目61 ~ 長洲本通3丁目13-2
路 線 名	起 点 ~ 終 点																										
市道第858号線	常光寺2丁目9-26 ~ 常光寺2丁目9-26																										
市道第859号線	常光寺2丁目9-26 ~ 常光寺2丁目9-25																										
路 線 名	変更前 起 点 ~ 終 点																										
	変更後 起 点 ~ 終 点																										
森 1 5 号 南 線	南塚口町3丁目21 ~ 南塚口町3丁目31-3																										
	南塚口町3丁目21 ~ 南塚口町3丁目686-7																										
省線以南第60号線	長洲西通1丁目71 ~ 常光寺1丁目77-8																										
	長洲西通1丁目118-3 ~ 常光寺1丁目77-8																										
久々知長洲線	久々知2丁目273 ~ 長洲西通1丁目61																										
	久々知2丁目273 ~ 長洲本通2丁目55																										
路 線 名	廃 止 区 間																										
省線以南第29号線	長洲西通1丁目61 ~ 長洲本通3丁目13-2																										



&lt;平成28年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第140号	所 管	公園維持課
件 名	指定管理者の指定について(記念公園)				
内 容					
1	施設名・所在地 記念公園 尼崎市西長洲町1丁目				
2	指定管理者 尼崎市西長洲町1丁目4番1号 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 理事長 山田 武男				
3	指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)				
4	指定期間 記念公園については、当該団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、施設の目的に沿った自主事業等が実施できるため、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団を非公募で指定管理者として指定するものである。				





## &lt; 平成 28 年 12 月定例会 &gt;

種 別	その他	番 号	議案第 141 号	所 管	公園維持課
件 名	指定管理者の指定について(橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚つり公園(軟式野球場及び多目的運動広場に限る。))				
内 容					
1	<p>施設名・所在地</p> <p>(1) 橘 公 園 尼崎市東七松町 1 丁目</p> <p>(2) 小田南公園 尼崎市杭瀬南新町 3 丁目</p> <p>(3) 西向島公園 尼崎市西向島町</p> <p>(4) 猪名川公園 尼崎市椎堂 1 丁目及び豊中市利倉西 1 丁目</p> <p>(5) 魚つり公園(軟式野球場及び多目的運動広場に限る。) 尼崎市平左衛門町</p>				
2	<p>指定管理者</p> <p>大阪市西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号</p> <p>パークマネジメント尼崎</p> <p>代表者 株式会社日比谷アメニス大阪支店</p> <p>支店長 藤原 圭介</p>				
3	<p>指定期間</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで(5 年間)</p>				
4	<p>選定方法</p> <p>平成 28 年 8 月 1 日から 8 月 31 日まで公募を行い、5 人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。</p>				
5	<p>応募団体 2 団体</p>				
6	<p>選定理由</p> <p>パークマネジメント尼崎は、選定委員会において設けた 5 区分の選定基準 「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、「公園等の効用を最大限に発揮させるものであるか」、「公園等の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、「公園等の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」、「その他公園等の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであるか」において、総合的に最もすぐれた評価を得たことにより、橘公園等の指定管理者として最適であると判断した。</p>				

応募者一覧

	団体等の名称		代表者名	所在地
1	尼崎中高年事業・尼崎市スポーツ振興事業団共同体			
	代表団体	尼崎中高年事業株式会社	代表取締役 村山 保夫	尼崎市南塚口町4丁目1番 44号
	構成団体	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団	理事長 山田 武男	尼崎市西長洲町1丁目4番 1号
2	パークマネジメント尼崎			
	代表団体	株式会社 日比谷アメニス大阪支店	支店長 藤原 圭介	大阪市西区江戸堀1丁目8 番14号
	構成団体	株式会社 ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番 2-1200号